

# 重症心身障害と制度

重症心身障害児等とその家族が安心して地域で暮らしていくには、乳幼児期、学齢期、成年期のライフステージに応じ、障害児支援や障害福祉サービス等の福祉制度、訪問看護等の医療制度など、在宅で生活するための様々な支援を利用していくことになります。

## 1 障害福祉サービス・障害児支援の体系

障害者総合支援法により提供されるサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

また、障害児については、児童福祉法により、児童の発達に必要な支援が行われます。

在宅の重症心身障害児者を支えることに関係の深い主な障害福祉サービス等は以下のとおりです。

### 1 障害福祉サービス（個別支援給付）

---

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。

#### ③療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

#### ④生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

#### ⑤短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### ⑥重度障害者等包括支援

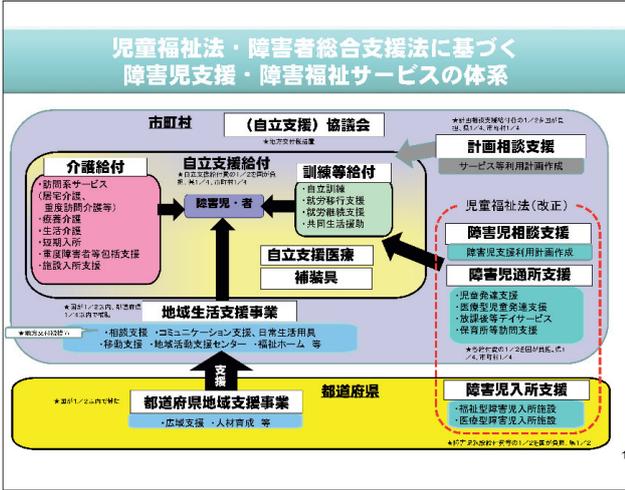
介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

### 2 地域生活支援事業

---

#### ①相談支援

障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う。



### 障害福祉サービス等の体系 1

サービス名	利用者数	施設・事業数
居宅介護(ホームヘルプ)	180,510	18,118
重度訪問介護	10,181	6,806
同行支援	23,871	5,972
行動支援	8,869	1,487
重度障害者等包括支援	30	9
短期入所(ショートステイ)	48,715	4,164
療養介護	19,644	243
生活介護	265,133	9,147
施設入所支援	131,881	2,817
共同生活援助(グループホーム)	100,314	6,863
自立訓練(機能訓練)	2,385	158
自立訓練(生活訓練)	11,840	1,183
就労移行支援	31,040	3,059
就労継続支援(A型・雇用型)	53,720	3,021
就労継続支援(B型)	205,687	6,763

### 障害福祉サービス等の体系 2

サービス名	利用者数	施設・事業数
児童発達支援	76,657	3,530
障害児児童発達支援	2,818	100
放課後等デイサービス	113,393	7,084
保育所等特例支援	2,638	422
福祉型障害児入所施設	1,708	194
新施設型障害児入所施設	2,120	184
計画相談支援	103,804	6,559
障害児相談支援	25,983	3,051
地域移行支援	476	272
地域定住支援	2,322	424

### 居宅介護

○対象者  
■障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○サービス内容  
■居宅における  
●入浴、排せつ及び食事の介護  
●調理、洗濯及び掃除等の介護  
●生活等に必要と認められる介護  
●その他必要と認められる介護

○報酬単価(平成27年4月～)  
■基本報酬  
身体介護中心(15分単位) 101円(30分) 264円(1.5時間) 157円(1.5時間) 157円(1.5時間) 34円(15分) 137円(1.5時間) 34円(15分)

○事業所数 19,118 (調査標準平成27年10月実施)

○利用者数 160,310 (調査標準平成27年10月実施)

### 重度訪問介護

○対象者  
■重度の身体障害者又は重度の知的障害者又は精神障害者(1)が行動上重大な困難を有する者であって、常時介護を要する障害者

○サービス内容  
■入浴、排せつ及び食事の介護  
●調理、洗濯及び掃除等の介護  
●生活等に必要と認められる介護  
●その他必要と認められる介護

○報酬単価(平成27年4月～)  
■基本報酬  
183円(1時間)～149円(48分)

○事業所数 6,806 (調査標準平成27年10月実施)

○利用者数 10,181 (調査標準平成27年10月実施)

### 重度障害者等包括支援

○対象者  
■障がい者が受ける障害者等包括支援のうち、その部分の必要の介護が難しい障がい者

○サービス内容  
■訪問介護(居宅介護、重度訪問介護等)と居宅サービス(生活介護、短期入所)等を組み合わせ、包括的支援

○報酬単価(平成27年4月～)  
■基本報酬  
1時間 822円  
11月以降12月以降を初月分として781円

○事業所数 9 (調査標準平成27年10月実施)

○利用者数 30 (調査標準平成27年10月実施)

## ②成年後見制度利用支援

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部を補助する。

## ③意思疎通支援（コミュニケーション支援）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う。

## ④移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う。

# 3 障害児支援

---

## ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

## ②医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

## ③放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

# 4 相談支援

---

## ①計画相談支援

### ・サービス利用支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成する。また、支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成する。

### ・継続サービス利用支援

障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）を行う。また、サービス事業所等との連絡調整や、必要に応じて、新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

## ②障害児相談支援

### ・障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る給付決定前に障害児支援利用計画案を作成する。また、通所給付決定後、事業者等と連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成する。

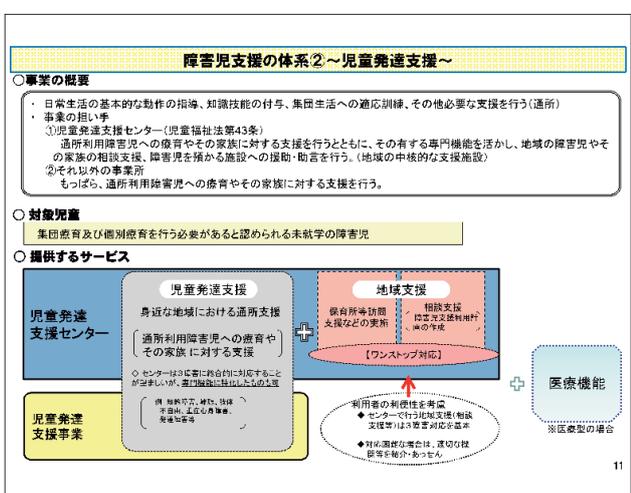
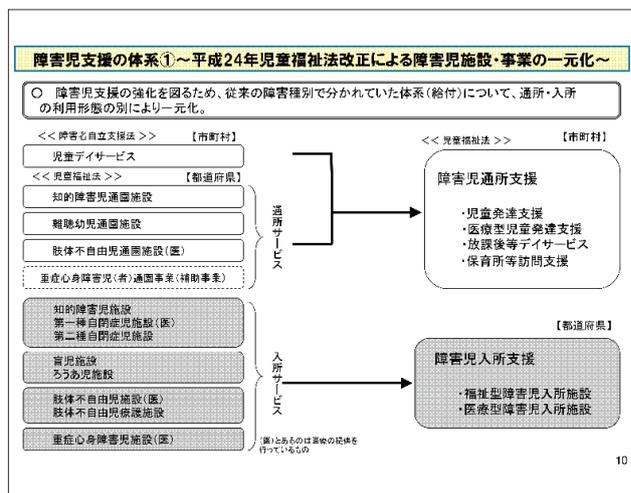
### ・継続障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用状況等の検証（モニタリング）を行う。また、サービス事業所等との連絡調整や、必要に応じて、新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

短期入所	
<p>○対象者</p> <p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期入所が必要となる            ■ 認知症(障害者支援施設において実施可能)            *障害支援区分1)以上である障害者            *障害者の障害の程度(病的)に日常生活動作が求められる区分(お)の区分1)以上に該当する障害者</p> <p>■ 医療費(入院、診療費、介護老人保健施設において実施可能)(36)            *療育、診療費については、法人経営をしない医療機関を含む。また、障を伴わない場合は居宅診療所も実施可能。            *福祉施設(障害者、児童福祉施設)等での実施(ユニクロン)の費用は別項に定める。実施を行う者及び福祉施設(障害者、児童福祉施設)等</p>	<p>○主な人員配置</p> <p>■ 保育士(定年型)            ■ 身体障害者の配置基準に準じて            当該利用日の利用人数に対し6人につき1人</p>
<p>○サービス内容</p> <p>■ 当該施設に所定の入所をせ、入浴、排せつ及び食事を介する他の必要な支援を行う            ■ 本施設の利用を妨がらないよう、本施設として必要とされる以下の職員を配置し、これに対応した報酬を支払う。</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ 介護士(定年型)            ■ 身体障害者の配置基準に準じて            当該利用日の利用人数に対し6人につき1人</p>
<p>○報酬率 (平成27年4月～)</p> <p>■ 基本報酬            福祉施設型短期入所サービス費(1)～(6) 障害者支援区分に応じた単位の数            166単位～892単位</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ 介護士(定年型)            ■ 身体障害者の配置基準に準じて            当該利用日の利用人数に対し6人につき1人</p>
<p>○事業所数 1,614 (国民生活27年10月実績)</p> <p>○利用者数 46,715 (国民生活27年10月実績)</p>	7

療養介護	
<p>○対象者</p> <p>■ 病院等への長期入院による医療的ケアに加え、ホスピスの介護を受ける必要とされる身体・知的障害者            ① 重度認知症(重度認知症)(A) ② 重度知的障害(重度知的障害)による障害管理を行っている者であって、障害者支援区分が次の者            * 認知症(1)～(6) ③ 重度又は重症の知的障害者であって、障害支援区分が5以上の者</p> <p>■ 平成24年3月31日において既に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日より療養介護を受ける者</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ サービス管理責任者            ■ 生活支援員 等 4:1～2:1以上</p>
<p>○サービス内容</p> <p>■ 病院等への長期入院による医療的ケアの下、療養介護、食事の準備、沐浴、排せつ及び食事を介する他の必要な支援を行う            ■ 利用者の状態等に応じて、付随するサービスの提供が判断される            * 利用者ごとの利用者の単位数に準じて、これに対応した人員配置の基準を設け、これに対応した報酬率を設ける。</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ サービス管理責任者            ■ 生活支援員 等 4:1～2:1以上</p>
<p>○報酬率 (平成27年4月～)</p> <p>■ 基本報酬            利用者の状態等に応じて、付随するサービスの提供が判断される            * 利用者ごとの利用者の単位数に準じて、これに対応した人員配置の基準を設け、これに対応した報酬率を設ける。</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ サービス管理責任者            ■ 生活支援員 等 4:1～2:1以上</p>
<p>○事業所数 243 (国民生活27年10月実績)</p> <p>○利用者数 19,644 (国民生活27年10月実績)</p>	8

生活介護	
<p>○対象者</p> <p>社会や生活に支障をきたす程度を要する者            ① 障害支援区分が区分別障害者支援区分等に入所する場合は(区分4)以上である者            ② 1歳が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分別障害者支援区分等に入所する場合は(区分3)以上の者</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>利用者の障害の程度に応じて、利用サービスの提供が確保されるよう、利用者の平均障害者支援区分等に応じた人員配置の基準を設ける。            ■ サービス管理責任者            ■ 生活支援員等 6:1～3:1</p>
<p>○サービス内容</p> <p>主として居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生活活動の機会等の提供</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>利用者の障害の程度に応じて、利用サービスの提供が確保されるよう、利用者の平均障害者支援区分等に応じた人員配置の基準を設ける。            ■ サービス管理責任者            ■ 生活支援員等 6:1～3:1</p>
<p>○報酬率 (平成27年4月～)</p> <p>■ 基本報酬            ■ 基本報酬は、事業者ごとに利用者の平均障害者支援区分に応じた単位数を算出する。            ■ 定員21人以上40人以下の場合            (区分6) (区分5) (区分4) (区分3) (区分2以下) ※未判定の者を含む            1) 39単位 85単位 599単位 539単位 491単位</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>利用者の障害の程度に応じて、利用サービスの提供が確保されるよう、利用者の平均障害者支援区分等に応じた人員配置の基準を設ける。            ■ サービス管理責任者            ■ 生活支援員等 6:1～3:1</p>
<p>○事業所数 9,147 (国民生活27年10月実績)</p> <p>○利用者数 265,213 (国民生活27年10月実績)</p>	9



児童発達支援	
<p>○対象者</p> <p>■ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ 児童発達支援センター            ・ 児童発達支援員 2名以上            ・ 児童発達支援員 1人以上            ・ 保育士 1人以上            ・ 児童発達支援員等 10人以上            * 児童発達支援センター以外            ・ 療育支援員 10人以上            ・ 児童発達支援員等 5人以上以上</p>
<p>○サービス内容</p> <p>■ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ 児童発達支援センター            ・ 児童発達支援員 2名以上            ・ 児童発達支援員 1人以上            ・ 保育士 1人以上            ・ 児童発達支援員等 10人以上            * 児童発達支援センター以外            ・ 療育支援員 10人以上            ・ 児童発達支援員等 5人以上以上</p>
<p>○報酬率 (平成27年4月～)</p> <p>■ 基本報酬            ■ 児童発達支援センター(利用定員に応じた単位数を算出)            ・ 福祉型: 重症心身障害児等以外 737～976単位            ・ 福祉型: 900～1,220単位            ・ 重症心身障害児 793～1,152単位</p>	<p>○主なる人員配置</p> <p>■ 児童発達支援センター            ・ 児童発達支援員 2名以上            ・ 児童発達支援員 1人以上            ・ 保育士 1人以上            ・ 児童発達支援員等 10人以上            * 児童発達支援センター以外            ・ 療育支援員 10人以上            ・ 児童発達支援員等 5人以上以上</p>
<p>○事業所数 3,530 (国民生活27年10月実績)</p> <p>○利用者数 76,657 (国民生活27年10月実績)</p>	12

## ② 身体障害者手帳等、特別児童扶養手当等、公的医療制度、補装具費等

---

### 1 身体障害者手帳等

---

#### ①身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

#### ②療育手帳

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

#### ③精神障害者福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的とて、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

### 2 特別児童扶養手当等

---

#### ①特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給する。  
(認定事務：都道府県、指定都市（申請窓口は市町村）)

#### ②障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給する。  
(認定事務：都道府県、市及び福祉事務所設置町村)

#### ③特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給する。  
(認定事務：都道府県、市及び福祉事務所設置町村)

### 3 公的医療制度

---

#### ○自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療の自己負担額を軽減する。

#### ①精神通院医療

対象者は、精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者  
(実施主体：都道府県・指定都市)

## 医療型児童発達支援

**○対象者**

- 肢体不自由が原因、日常生活の様々な場面において区別的な支援が必要と認められた障害児。

**○サービス内容**

- 日常生活における基本的な動作の指導、知能発達の促進、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び応答を行う。

**○主なる人員配置**

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 看護師 1人以上
- 臨床心理士又は作業療法士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

**○報酬単価（平成27年4月～）**

**■基本報酬**

- 医療型児童発達支援センター
  - ・ 標準単価 333単位
  - ・ 定数 小児障害児 445単位
- 指定発達支援医療機関
  - ・ 標準単価 333単位
  - ・ 定数 小児障害児 445単位

**■主な加算**

- 児童指導員加算(50単位)
  - 児童21人以上の療育型児童発達支援センターにおいて、児童指導員又は保育士が担当した場合に3割、児童指導員又は保育士が担当しなかった場合に2割、加算。
- 延長支援加算
  - 障害児(重症心身障害児以外の場合) (6)～(23単位)
  - 重症心身障害児の場合(128～256単位)
  - ・ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算(1日)を限度。
- 事業所内相談支援加算(35単位)
  - 事業所内で障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に1割(1日)を限度。

**○事業所数** 100(国保連平成27年10月末) **○利用者数** 2,516(国保連平成27年10月末)

## 障害児支援の体系③～放課後等デイサービス～

**○事業の概要**

- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

**○対象児童**

- ・ 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
  - (※引続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満2歳の歳に至るまで利用することが可能)

**○利用定員** 10人以上

**○提供するサービス**

- ◆ 学校授業終了後又は休日に於いて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ② 創作活動、作業活動
  - ③ 地域交流の機会の提供
  - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

**○事業所間の連携**

A 特別支援学校 → 放課後等デイサービス事業所 → B 小学校 → C 中学校 → D 特別支援学校

① 放課後利用  
② 夏休み等の長期休暇利用  
③ 学校と事業所間の送迎

## 放課後等デイサービス

**○対象者**

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業終了後又は休日に支援が必要と認められた障害児。

**○サービス内容**

- 授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に集わせ、生活能力向上のために必要と認められる訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う。

**○主なる人員配置**

- 指導員又は保育士 10人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 看護師

**○報酬単価（平成27年4月～）**

**■基本報酬**

- 授業終了後(利用定員に応じた単位を算定)
  - ・ 重症心身障害児以外 776～778単位
  - ・ 重症心身障害児 577～1,329単位
- 休業日(利用定員に応じた単位を算定)
  - ・ 重症心身障害児以外 398～411単位
  - ・ 重症心身障害児 695～1,309単位

**■主な加算**

- 児童指導員等加算
  - 授業終了後に行う場合(4～9単位)
  - 休業日に行う場合(6～12単位)
  - 児童指導員、保育士や作業療法士等が担当した場合に加算。
  - ※下記と重症心身障害児を問わず実施する事業所を除く。
- 延長支援加算
  - 障害児(重症心身障害児以外の場合) (6)～(23単位)
  - 重症心身障害児の場合(128～256単位)
  - ・ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。
- 事業所内相談支援加算(35単位)
  - 事業所内で障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に1割(1日)を限度。

**○事業所数** 7,084(国保連平成27年10月末) **○利用者数** 113,393(国保連平成27年10月末)

## 主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を療養通所介護事業所において実施する場合の取扱い(概要)

(平成24年4月3日付厚生労働省社会・福祉部障害福祉部障害福祉課、老健所老人保健課連名事務連絡)

**◆趣旨**

介護保険法に基づき療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の指定基準の取扱いを明確にし、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の地域での受入を促進し、QOLの向上及び介護者等のレスパイトを推進する。

**◆指定基準の概要**

人員配置	療養通所介護(介護保険法)	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等	
		主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援・放課後等デイサービス	主に重症心身障害児・者を通わせる生活介護事業
定員	9名以下	5名以上 (左記の定員のうち上記定員を超過しない)	5名以上
管理者	管理者1名 (看護師兼務可)	1名(左記との兼務可)	1名(左記との兼務可)
嘱託医	—	1名(特に要件なし)	—
従業者	看護員又は介護職員 (利用人数に応じて1.5:1を配置)	児童指導員又は保育士1名以上 看護員1名以上 機能訓練担当職員1名以上 (※長所時間等を勘定して配置)	生活支援員 看護員 理学療法士又は作業療法士(※必ずしも必ずしも必要ではない)
支援管理責任者	—	児童発達支援管理責任者1名 (管理責任及び左記との兼務可)	サービス管理責任者1名 (管理責任及び左記との兼務可)
設備	専用部屋(84㎡/人)必要な設備(兼用)	指導訓練室の他、必要と認められる設備(左記と兼用可)	—

※主に、重症心身障害児・者を通わせる場合、児童発達支援及び放課後等デイサービス、生活介護を一体的に運営することが可能。  
※主に、重症心身障害児・者を通わせる場合、療養通所介護事業所の人員基準に規定のない「児童指導員又は保育士」と「児童発達支援管理責任者」又は「サービス管理責任者」の配置が必要。

## 計画相談支援

**○対象者**

- 障害者支援サービスの申請・運営支援(発達障害者・障害児(の保護者))
- 計画相談支援の申請・変更申請に係る障害者

**○サービス内容**

- 【サービス利用支援】
  - 障害者支援サービス等の申請に係る支援(申請書の作成)
  - 申請決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス利用計画を作成
- 【継続サービス利用支援】
  - 障害者支援サービス等の利用状況等の確認(モニタリング)
  - サービス事業者等との連絡調整、必要に応じて新たな支援計画の策定に際しての支援

**○主なる人員配置**

- 相談支援専門員

**○報酬単価（平成27年4月～）**

**■基本報酬**

- サービス利用支援 1,611単位/月
- 継続サービス利用支援 1,310単位/月

**■主な加算**

- 特別地域加算(15%加算)
- 利用支援利用回数加算(150単位/回) ※月1回4日以上  
→ 1回1時間未満に計画的に提供されるサービスに該当する場合は加算しない
- 特定事業所加算(300単位/月)
- ※ 1人以上の職員が相談支援業務に携わっている事業所は加算しない

**○事業所数** 6,559(国保連平成27年10月末) **○利用者数** 103,804(国保連平成27年10月末)

## 障害児相談支援

**○対象者**

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

**○サービス内容**

- 【障害児支援利用支援】
  - 障害児通所支援の申請に係る支援(申請書の作成)
  - 申請決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援計画を作成
- 【地域生活支援利用支援】
  - 障害児通所支援以外の地域生活支援の提供(モニタリング)
  - サービス事業者等との連絡調整、必要に応じて新たな支援計画の策定に際しての支援

**○主なる人員配置**

- 相談支援専門員

**○報酬単価（平成27年4月～）**

**■基本報酬**

- 障害児支援利用支援 1,611単位/月
- 地域生活支援利用支援 1,310単位/月

**■主な加算**

- 特別地域加算(15%加算)
- 利用支援利用回数加算(150単位/回) ※月1回4日以上  
→ 1回1時間未満に計画的に提供されるサービスに該当する場合は加算しない
- 特定事業所加算(300単位/月)
- ※ 1人以上の職員が相談支援業務に携わっている事業所は加算しない

**○事業所数** 3,051(国保連平成27年10月末) **○利用者数** 25,983(国保連平成27年10月末)

## ②更生医療

対象者は、身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）  
（実施主体：市町村）

## ③育成医療

対象者は、身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）  
（実施主体：市町村）

この他、小児慢性特定疾病や難病の医療費助成や、都道府県や市町村が実施している心身障害者（児）医療費助成（心身に重度の障害がある方に医療費の助成をする制度）などがある。

## 4 補装具費等

---

### ①補装具費

身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、盲人安全つえ、補聴器等の補装具の購入又は修理に要した費用の一部について公費を支給する。

（障害者、障害児の保護者が市町村に申請→身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。）

### ②日常生活用具の給付（貸与）

日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与する。

（地域生活支援事業の一事業として位置づけられており、実施主体である市町村が地域の障害者のニーズを勘案して実施）

## ③ 子ども・子育て支援新制度 .....

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るため、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子ども・子育て支援施策において、障害児の受入れを推進しています。

### ①施設型給付

#### ・認定こども園

幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設

#### ・幼稚園

満3歳以上から小学校就学までの幼児に対し、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

#### ・保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わり保育を行う施設

### ②地域型保育給付

#### ・小規模保育

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業

### 身体障害者手帳等の概要

	概 要
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。
療育手帳	知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的とて、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

### 特別児童扶養手当等の概要

	概 要
特別児童扶養手当 <small>(認定事務：都道府県、指定都市(申請窓口は市町村))</small>	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給 給付月額(平成28年度) 1級 51,500円 2級 34,300円
障害児福祉手当 <small>(認定事務：都道府県、市及び福祉事務所設置町村)</small>	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給 給付月額(平成28年度) 14,600円
特別障害者手当 <small>(認定事務：都道府県、市及び福祉事務所設置町村)</small>	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給 給付月額(平成28年度) 26,830円

※支給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されない。

### 公費負担医療制度の概要

○自立支援医療制度  
心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

	対 象 者
精神通院医療 <small>(実施主体：都道府県・指定都市)</small>	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
更生医療 <small>(実施主体：市町村)</small>	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)
育成医療 <small>(実施主体：市町村)</small>	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

※この他、小児慢性特定疾病や難病の医療費助成や、都道府県や市町村が実施している心身障害者(児)医療費助成(心身に重度の障害がある方に医療費の助成をする制度)などがある。

### 補装具費等の概要

	概 要
補 装 具 費	身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、盲人安全つえ、補聴器等の補装具の購入又は修理に要した費用の一部について公費を支給するもの ・障害者、障害児の保護者が市町村に申請 ↓ ・身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。
日常生活用具の給付(貸与)	日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するもの ※地域生活支援事業の一事業として位置づけられており、実施主体である市町村が地域の障害者のニーズを勘案して実施

### 補装具費等の例



写真提供 東部療育センター 福江久子



写真提供 東部療育センター 福江久子

- **家庭的保育**

家庭的雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行う事業

- **事業所内保育**

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業

- **居宅訪問型保育**

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

### ③主な地域子ども・子育て支援事業

- **利用者支援事業**

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

- **放課後児童クラブ**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

## 4 制度を支える専門職

重症心身障害児者等の支援にあたっては、保健、医療、福祉、教育などの様々な機関が、それぞれの専門に応じた支援を行われています。

また、重症心身障害児者等が利用できる制度は、国の制度の他、自治体が独自に実施している制度もあるため、重症心身障害児者等が居住する都道府県・市町村に確認することが必要です。

### ①医療

病院、診療所、訪問看護ステーション、訪問薬局、訪問歯科診療所など

### ②行政（保健・福祉）

保健所（都道府県・市）、市町村の障害福祉・母子保健・児童福祉担当課など

### ③福祉・療育

相談支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所、日中一時支援事業所、短期入所事業所、居宅介護事業所など

### ④教育

教育センター、教育委員会、特別支援学校など

（旭川荘総合研究所医療福祉研究センター 松本 好生）

座位保持装置



写真提供 東部療育センター 姫江久子

腹臥位保持  
マット



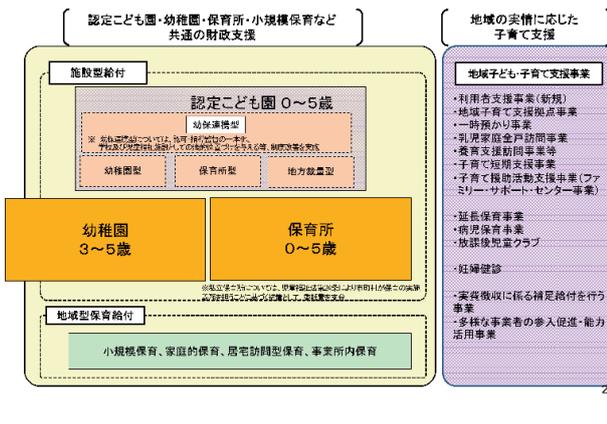
プロロンキーパー

入浴補助用具(シャワーチェア)



写真提供 東部療育センター 姫江久子

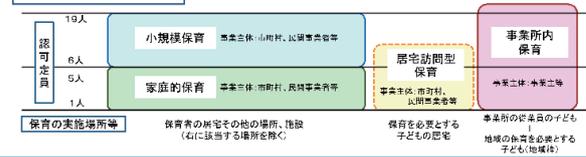
子ども・子育て支援新制度の概要



地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。
  - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
  - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
  - ◇居宅訪問型保育
  - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、特設児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
  - ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
  - ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ(妊婦健診については交付税措置)
- ①利用者支援事業【新規】
    - 子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
  - ②地域子育て支援拠点事業
    - 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
  - ③妊婦健康診査
    - 妊婦の健康の維持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導等を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
  - ④乳児家庭全戸訪問事業
    - 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
  - ⑤養育支援訪問事業
    - 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
    - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
    - ・要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機能間の連携強化を図る取組を実施する事業

- ⑥子育て短期支援事業
  - 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間受入れ等事業(トワイライトステイ事業))
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
  - 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
- ⑧一時預かり事業
  - 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として居間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
- ⑨延長保育事業
  - 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
- ⑩病児保育事業
  - 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
- ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
  - 保護者が労働等により長時間にわたる小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
- ⑫実費徴収に係る補正給付を行う事業【新規】
  - 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】
  - 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業



## 「利用者支援事業」について

**事業の目的**  
子ども、子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

**主な事業内容**  
○総合的な利用者支援  
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」  
○地域連携  
子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等

**事業類型**  
①「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態（主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。）  
②「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。（主として、行政機関の窓口等を活用。）（例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」）  
③「母子保護型」：保健師等の専門職が全ての妊娠婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態 ※継続的な支援、支援プランの策定を実施（主として、保健所・保健センター等を活用。）

## 放課後児童クラブの概要

**【事業の内容、目的】**  
共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る（平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)）  
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢が「おおむね10歳未満者」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)  
【現状】クラブ数及び児童数は平成26年5月現在  
【今後の展開】  
○クラブ数 22,084か所（参考：全国の小学校20,357校）  
○登録児童数 936,452人  
○利用できなかった児童数(特権児童数) 9,945人  
○利用できなかった児童がいるクラブ数 1,759か所  
○放課後子ども総合プラン(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)  
⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約90万人分の受け皿を新たに整備・全小学校区(約2万か所)で一時的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

**【参考】クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移** (人)

年	クラブ数	登録児童数	利用できなかった児童数
10年	44,644	446,317	22,972
11年	46,117	461,776	23,717
12年	48,176	481,717	25,741
13年	50,215	502,119	27,784
14年	52,254	522,521	29,823
15年	54,293	542,923	31,862
16年	56,332	563,325	33,901
17年	58,371	583,726	35,940
18年	60,410	604,127	37,979
19年	62,449	624,528	40,018
20年	64,488	644,929	42,057
21年	66,527	665,330	44,096
22年	68,566	685,731	46,135
23年	70,605	706,132	48,174
24年	72,644	726,533	50,213
25年	74,683	746,934	52,252
26年	76,722	767,335	54,291
27年	78,761	787,736	56,330
28年	80,800	808,137	58,369
29年	82,839	828,538	60,408
30年	84,878	848,939	62,447
31年	86,917	869,340	64,486
32年	88,956	889,741	66,525
33年	90,995	910,142	68,564
34年	93,034	930,543	70,603
35年	95,073	950,944	72,642
36年	97,112	971,345	74,681
37年	99,151	991,746	76,720
38年	101,190	1,012,147	78,759
39年	103,229	1,032,548	80,798
40年	105,268	1,052,949	82,837
41年	107,307	1,073,350	84,876
42年	109,346	1,093,751	86,915
43年	111,385	1,114,152	88,954
44年	113,424	1,134,553	90,993
45年	115,463	1,154,954	93,032
46年	117,502	1,175,355	95,071
47年	119,541	1,195,756	97,110
48年	121,580	1,216,157	99,149
49年	123,619	1,236,558	101,188
50年	125,658	1,256,959	103,227
51年	127,697	1,277,360	105,266
52年	129,736	1,297,761	107,305
53年	131,775	1,318,162	109,344
54年	133,814	1,338,563	111,383
55年	135,853	1,358,964	113,422
56年	137,892	1,379,365	115,461
57年	139,931	1,399,766	117,500
58年	141,970	1,420,167	119,539
59年	144,009	1,440,568	121,578
60年	146,048	1,460,969	123,617

※各年9月1日現在(平成26年度)

## 制度を支える専門職(医療・行政(保健・福祉))

分類	機関名	どのような時に相談できるか(例)	各機関の役割(担当の専門職)
医療	病院	子どもを連れて診察を受けたいとき	子どもへの診察、受診、入院を行う。(医師、看護師)
	診療所 (在宅医療支援診療所を含む。) ※在宅や訪問診療していない場合、体の不調等を訴えるなどの相談に応じるも診察は行わない	子どもを連れて診察を受けたいとき 医師が常駐し、自宅で訪問診療を受けたいとき	子どもへの診察、受診、入院を行う。 自宅に医師、看護師が来て子どもを診察し、必要に応じては退院後の主治医と連携する。(医師、薬剤師)
	訪問看護ステーション	子どもの発達や自宅でのケアについて不安な点があるとき	自宅に訪問し、子どもの発達やケアについて支援を行う。(訪問看護師)
	訪問薬局	処方箋を自宅に届けたいとき	自宅に処方箋を届け、薬を届ける。(薬剤師)
	訪問歯科診療所	子どもの口内や歯のトラブルが生じたが、通院が困難なとき	歯のトラブルへの対応、診断、処置、予防指導などを行う。(歯科医師)
行政(保健・福祉)	保健所(保健課等、市)	小児虐待特定疾患等種別による虐待やサービスについて相談したいとき	虐待防止、虐待相談、虐待防止指導等を行う。 (保健師、栄養士、精神保健師)
	市町村障害福祉担当課	各種の福祉サービスや制度に関する相談やサービスの利用申請したいとき	サービスや制度についての相談や申請手続きの支援。 (福祉課長、福祉係)
	市町村母子保健・児童福祉担当課(保健センター等)	乳幼児健診や予防接種等の母子保健サービス、保育所や子育て支援の相談、発達障害等の相談や申請について相談したいとき	発達障害・発達相談、訪問指導等により発達に合わせた相談や支援。子育て支援の利用相談等を行う。(保健師、栄養士、歯科栄養士、保育士)

資料提供：千葉県障害福祉課「子どもの在宅療養Q&A-安心できる療養生活のために」、8-9-2015.

## 制度を支える専門職(福祉・療育、教育)

分類	機関名	どのような時に相談できるか(例)	各機関の役割(担当の専門職)
福祉・療育	相談支援事業所	ヘルパーをはじめとした地域での福祉サービスを受けたいとき	計画相談の立案や相談員の派遣等を行う。(相談支援専門員)
	児童発達支援センター	子ども(発達障害)の発達について心配があり、発達を促す支援を受けたいとき	子どもに応じて、専門職が関わり、発達を促す支援を行う。 (言語療法士・作業療法士・発達障害相談員)
	放課後等サービス事業所	子ども(発達障害)を放課後や長期休暇の間に預かってほしいとき	子どもを放課後や長期休暇の間に預かり、生活訓練や支援を行う。(放課後支援員)
	日中一時支援事業所(在宅型を含む。)	子どもと一緒に日中預かってほしいとき	子どもを預かり、支援を行う。 (福祉・福祉相談員等)
	短所入所事業所	子どもを数日間預かってほしいとき	短所入所し、子どもの支援を行う。 (看護師・福祉員・介護福祉士)
教育	居宅介護事業所	自宅で介護を希望する場合は大変なため、ヘルパーにお願いしたいとき	自宅での食事介护や入浴介护など生活支援や介護支援を行う。 (介護福祉士・ヘルパー)
	教育センター、教育委員会	就学に向けての学習に遅れが生じているか、わからないときや学区外の学校に通学したいとき	就学その他の教育に関する相談に応じる。 (相談員)
	特別支援学校	子どもの身体・精神的特徴を踏まえ、教育を行う場所を探りたい	(教師・医療コーディネーター)

資料提供：千葉県障害福祉課「子どもの在宅療養Q&A-安心できる療養生活のために」、8-9-2015.